

《 事務所ニュース 2018年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

大学VS教職員 雇い止め訴え各地で 「無期転換」適用を来月に控え

3月26日 産経新聞

2017年12月号でもご案内いたしましたが、4月から無期転換に関するお問い合わせが多数あり、今一度、記事を含めてご案内いたします。

<無期雇用転換ルールの仕組み>

通算5年を超えて働く有期契約の労働者が、期間の定めのない無期雇用に転換できるルールが4月から適用されるに伴い、「雇い止め」を告げられた教職員らが大学相手に労働審判を起こしたり、労働基準監督署に告発したりするなど各地で訴えが相次いでいることが25日、分かった。資金繰りに窮する大学側が無期転換を避けようとしているケースが多いとみられ、雇用継続を求める有期の教職員との対立が先鋭化している。

東北大は4月以降、3千人規模の有期職員を順次雇い止めにする方針を決めた。これに対し、契約が5年を超える職員6人が2月1日、雇用継続を求める労働審判を仙台地裁に申し立てた。大学の雇い止めをめぐる労働審判の申し立ては全国で初めて。東北大は「申し立ての内容を承知していないので、コメントを差し控える」としている。

静岡県立大でも、有期職員39人のうち、3月末で雇用期間が5年を超える4人の雇い止めを決定。40代の女性職員は「雇い止めは違法だ」として今月8日、静岡県労働委員会へ雇用継続などを求める斡旋（あっせん）を申請した。県立大の担当者は「コメントは控える。有期職員には契約期間を5年までと説明している」と話した。

約3600人の非常勤講師を抱える日大は契約に一律5年の雇い止め規定を導入。首都圏大学非常勤講師組合は2月14日、雇い止めを規定した就業規則改正の際、意見を聴く労働者代表の選定手続きに違反があったとして、労働基準法違反罪で中央労基署（東京）に告発した。日大の担当者は「現在、労使交渉中だ」とコメント。昨年11月に雇い止めを通告されたという日大の非常勤講

師は「このままでは生活がやっていけなくなる」と嘆く。就業規則を改正した山形大に対しても、東北非正規教職員組合が2月23日、日大と同様の労基法違反罪で、山形労基署に告発した。同大の広報担当者は「組合とは食い違いがある」と話した。

一方で、東京大、岡山大、信州大、長崎大などは契約上、「5年上限」の規定を撤廃し、継続雇用へ転換する方針を決めている。

以上のように、5年超間近の労働者を雇い止め若しくは解雇することは、リスクの高いものになっております。就業規則の変更や、無期転換社員の就業規則の新設など会社は何らかの対策を対象者が出る前に整備しておくことをお勧め致します。

年金額変更なし（平成30年度）

総務省から平成30年1月26日に「平成29年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。（物価変動率0.5%、名目手取り賃金変動率▲0.4%）これを踏まえ、平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなりました。この結果、平成30年4月分からの年金額は変更なしで4月分、5月分が6月15日（金）に支払われます。平成30年4月からの国民年金の「老齢基礎年金」支給額は、満額ですと779,300円になります。国民年金保険料の平成30年度分（4月分より）は、16,340円になります。（平成29年度から150円の引き下げ）

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行